

公安委員会	国外犯罪被害弔慰金等の支給に	平成28年10月6日
説明資料No. 1	関する法律施行規則案等について	給与厚生課

1 趣旨

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）の施行に伴い、所要の国家公安委員会規則等を制定するもの。

2 制定する国家公安委員会規則等

(1) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案【別紙1】

ア 国外犯罪被害弔慰金等（以下「弔慰金等」という。）を支給しないこととする場合について定める。

- ・ 夫婦／直系血族／兄弟姉妹（同居の場合に限る。）（第1条）
- ・ やむを得ない理由なく高度の危険が予測される地域に所在（第2条）
- ※ 「やむを得ない理由」を判断する際の事情として、業務を行う必要があったこと及び生活の本拠を有していたことを例示。
- ・ 国外犯罪行為の教唆・幫助／過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該国外犯罪行為を誘発する行為／著しく不正な行為（第3条）
- ・ 国外犯罪行為の容認／暴力団等に所属／加害者等への報復／その他社会通念上不適切（第4条及び第5条）

イ 弔慰金等の支給に係る申請の方法その他の弔慰金等の支給に関し必要な手続を定める（第7条から第12条まで）。

(2) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令案【別紙2】

ア 領事官経由での申請が著しく困難である「地域」及び当該地域において領事官に代わって申請を経由することができる「者」を定める（第1条）。「地域」として台湾の地域を、「者」として交流協会の台北事務所長及び高雄事務所長を定める。

イ 支給裁定に資する情報として外務大臣から国家公安委員会に提供するものについて定める（第2条）。同情報として、国外犯罪行為の日時、加害者の人定、被害の発生状況等を定める。

(3) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第七条の規定に基づき、当該国外犯罪被害に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものを定める告示案【別紙3】

その給付金が支給される場合には弔慰金等を支給しないこととする給付金として、警察官の職務遂行に関する賞じゅつ金、自衛隊員の職務遂行に関する賞じゅつ金等を定める。

3 意見公募手続の実施結果

上記2(1)の施行規則案及び上記2(3)の告示案について、平成28年8月5日から同年9月3日までの間、意見公募手続を実施したところ、規則案について1件の意見が寄せられ、告示案については意見は寄せられなかった。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は【別紙4及び5】のとおりである。

4 上記2の国家公安委員会規則等の施行期日

平成28年11月30日（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行日）

平成29年度における国家公務員採用総合職試験合格者及び国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)合格者からの採用候補者の内定状況は以下のとおり。

1 総合職

36名 (うち女性11名・30.6%)

(1) 警察官

19名 (うち女性7名・36.8%)

(2) 情報通信職員

8名 (うち女性3名・37.5%)

(3) 科学警察研究所職員

9名 (うち女性1名・11.1%)

2 一般職大卒程度(警察官)

5名 (うち女性2名・40.0%)

3 参考

(1) 平成28年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)

申込者数：18,927名 (うち女性6,558名)

最終合格者数：1,372名 (うち女性347名)

(2) 平成28年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)

申込者数：35,998名 (うち女性12,344名)

最終合格者数：7,583名 (うち女性2,548名)

1 暴力団事務所に係る民事訴訟の取組

(1) 各種法令等を駆使した事務所撤去の推進

- 契約上の暴排条項のほか人格権や建物区分所有法等各種法令に基づく事務所の明渡し、使用差止め等の事務所撤去に係る民事訴訟が活発に行われ、警察においてもこれを強力に支援。
- 暴力団による妨害や報復を懸念する事務所の付近住民が、人格権に基づく使用差止め訴訟に踏み切れないという問題に対応するため、平成24年暴対法改正において、国家公安委員会から適格認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、事務所の付近住民等から委託を受け、原告として訴訟遂行等を行う代理訴訟制度を新設。
- これまでに受託5件。

(2) 最近の主な訴訟

六代目山口組一道会本部事務所について、付近住民から委託を受けた福岡県暴力追放運動推進センターが、人格権に基づく事務所使用禁止等仮処分命令を申し立て、本年9月12日、同命令が発せられ、同28日、公示執行された。【福岡】

2 被害者等の被害回復及び暴力団からの資金剥奪に係る民事訴訟の取組

(1) 損害賠償請求訴訟の推進

- 暴力団組員らによる不法行為事案において、加害組員による被害者等に対する損害賠償が十分になされない実情や、民法上の使用者責任に基づく請求では原告の立証負担が大であることに対応するため、平成20年暴対法改正において、指定暴力団員が威力利用資金獲得行為により人に損害を与えたときは代表者等がその賠償責任を負う旨の代表者責任訴訟制度を新設。
- これまでに提訴22件。

(2) 最近の主な訴訟

極東会傘下組織組員らによる多数の聴覚障害者らに対する恐喝、詐欺等の不法行為につき、本年9月29日、極東会代表者に対する暴対法上の代表者賠償責任が初めて認容され、約1億9,720万円の支払が命じられた。【東京】

1 大会の目的

白バイ乗務員の運転技能を向上させ、受傷事故の絶無を期すとともにその士気の高揚を図り、もって道路交通の安全の維持に資すること。

2 実施年月日

平成28年10月8日（土）、9日（日）の2日間

3 実施場所

茨城県ひたちなか市新光町605番地16
自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

4 大会日程及び競技種目

- 10月8日（土）【大会1日目】
 - ・ 開会式及び分列行進
 - ・ バランス走行操縦競技
 - ・ トライアル走行操縦競技
- 10月9日（日）【大会2日目】
 - ・ 不整地走行操縦競技
 - ・ 傾斜走行操縦（スラローム）競技
 - ・ 閉会式

5 参加選手等

- 男性警察官の部（150名）
 - ・ 第1部（9都府県警察）～36名
 - ・ 第2部（上記第1部以外の道府県警察及び皇宮警察）～114名
- 女性警察官の部（45名）
皇宮警察及び28都道府県警察

6 表彰

- 男性警察官の部
 - ・ 団体 第1部 第1位～第3位
 - 第2部 第1位～第6位
 - ・ 個人 個人総合 第1位～第10位
 - 各種目別 第1位～第3位
- 女性警察官の部
個人 第1位～第3位